

介護保険負担割合証の交付について

負担割合証をサービス事業者に提示する必要があります。

要介護・要支援認定を受けた方や事業対象者には、介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業のサービス（介護保険サービス等）の負担割合（1割～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。介護保険サービス等を利用される際は、負担割合にかかわらず必ずサービス事業者に提示してください。

○介護保険サービス等の負担割合

介護保険サービス等を利用したときは、原則として実際にかかる費用の1割～3割を支払います。

利用者負担の割合は、介護保険負担割合証に記載されています。

負担割合は個人の所得で決まるので、同じ世帯でも、負担は異なります。

○介護保険負担割合証見本

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
被保険者	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	
272021	
大阪府岸和田市	
大阪府岸和田市岸城町7番1号	
電話 (072) 423-2121 (代表)	
電話 (072) 423-9475 (介護保険課直通)	
印	

住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

適用期間が記載されます。
上段が変更前、下段が変更後になります。

介護保険サービス等を利用したときの負担割合（1～3割）が記載されます。

○対象となる期間

介護保険負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。

○こんなときは、負担割合が変わる場合があります。

・市区町村民税の所得更正があった場合

所得更正によって、負担割合が変更された場合には、直近の8月までさかのぼって、変更します。

・世帯に転出入等があった場合

世帯の方の転出入や死亡により、負担割合が変更になった場合には、その該当日の翌月初日（該当日が1日の場合は、その月）から変更します。

・65歳になった場合

65歳になった方が、判定により2割または3割負担になる場合、誕生月の翌月初日（誕生日が1日の場合は、その月）から変更します。

平成30年8月より、一定以上の所得がある方の利用者負担割合が見直しになりました

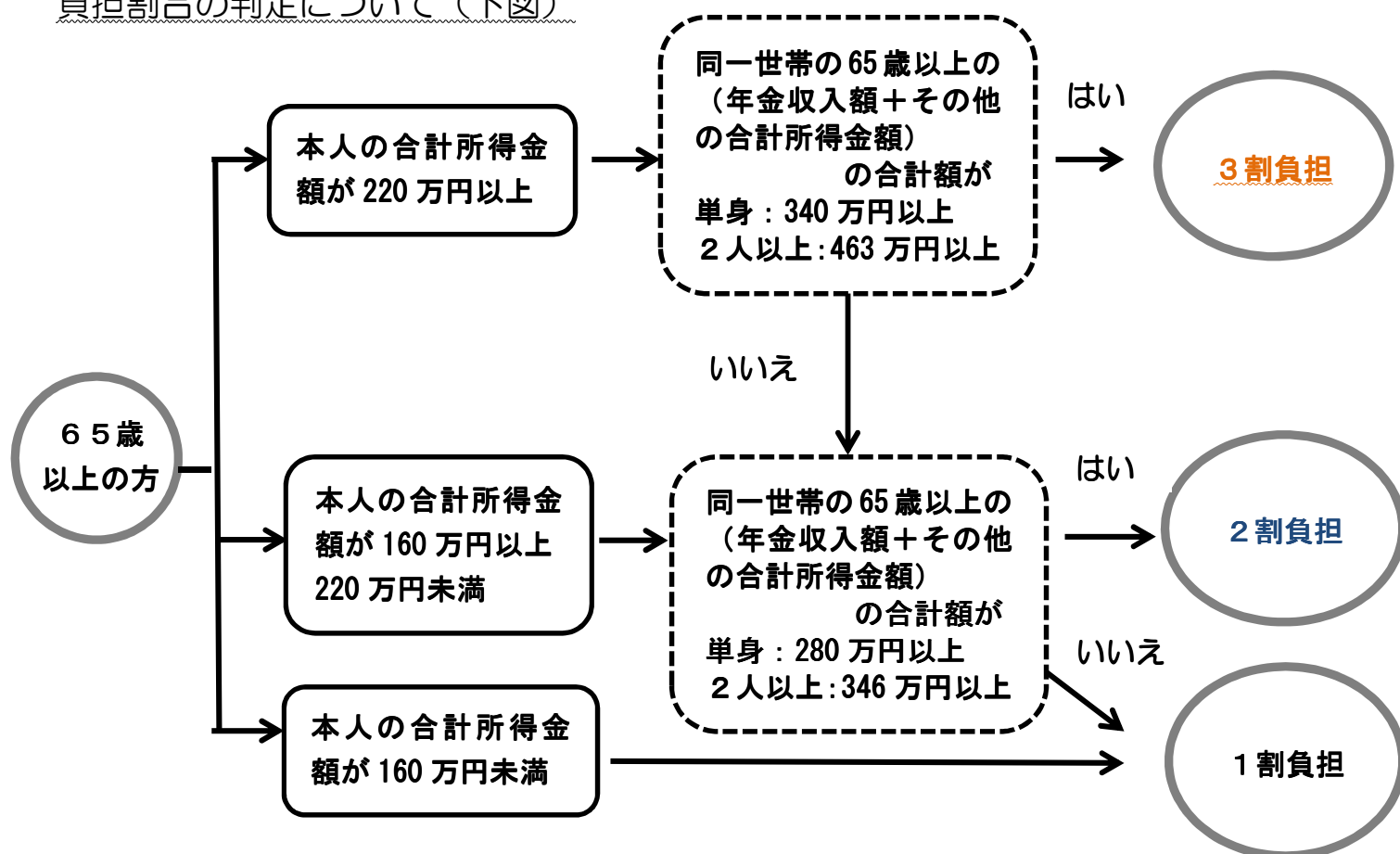
介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、一定以上の所得がある方の負担割合を2割から3割に引き上げることになりました。

○負担割合の決まり方

- ・利用者負担割合が2割となるのは、合計所得金額（※）が年額160万円以上、220万円未満の方です。ただし、同一世帯内の65歳以上の方の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の方は1割負担です。
- ・利用者負担割合が3割となるのは、合計所得金額（※）が年額220万円以上の方です。ただし、同一世帯内の65歳以上の方の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が単身で340万円未満、2人以上で463万円未満の方は2割負担です。

※合計所得金額とは収入から公的年金控除や必要経費等を控除した後で、社会保険料控除や扶養控除等の控除をする前の所得金額です。例えば65歳以上で年金収入額のみの場合、年間280万円ある方の合計所得金額は160万円になります。なお、平成30年8月からは土地等の売却に係る長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を用います。

負担割合の判定について（下図）



※市区町村民税非課税の方、40歳～64歳の方は1割負担です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岸和田市保健部介護保険課

☎072-423-9475